

令和7年度 ひめの凜ブランド確立支援事業委託業務に係る仕様書

1 業務の内容

(1) 業務名

ひめの凜ブランド確立支援事業委託業務

(2) 業務の目的

県オリジナル品種「ひめの凜」の生産拡大により生産量の増加が見込まれる中、新たな販路及び需要の拡大を推進するため、県内外において県外消費者等を対象としたプロモーション活動を展開し、認知度向上に取り組むとともに、本県初の高級米としてブランド化を図る。

2 事業費（委託料）

6,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本事業の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行する。ただし、具体的な実施内容については、「事業計画書」において定めるものとする。

なお、愛媛県のプロモーション戦略に係るコンセプトを踏まえて、県から企画の補正指示をする場合がある。

また、本業務のうちデジタルプロモーションに係る取組については、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」のほか、「愛媛県情報セキュリティポリシー」「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」（参加表明書提出者に別途送付）を遵守すること。

- (1) 首都圏の米穀小売業者（お米マイスター）等と連携したプロモーション事業
首都圏のお米マイスターや飲食店等と連携してフェアやキャンペーンを開催し、認知度向上及び販路拡大に取り組むとともに、高級米としてブランド化を図る。

【①お米マイスターと連携したフェアの開催】

- 実施場所 首都圏の米穀小売業者（お米マイスター）10店舗程度
- 対象者 首都圏の消費者（お米にこだわりのある顧客）
- 実施時期 12月以降（1か月程度）（実施期間は県と協議を行うこと）
- 実施内容（ア）高級ブランド米としての販売促進及び効果的な情報発信
より多くの消費者を対象に、高級ブランド米としての認知度向上や販売促進につながるよう SNS 等効果的な手法を活用して PR を行うこと
（イ）購入者を対象に「県産農産物が当たるキャンペーン」の実施
（ウ）PR 資材の配布

【②飲食店・ホテル等と連携したキャンペーンの開催】

- 実施場所 県内外の飲食店・ホテル等の計10施設程度
- 対象者 県外観光客及び県外消費者（県内客も含む）

- 実施時期 12月以降（開催期間は実施施設と相談し決定すること）
- 実施内容（ア）ひめの凜のメニューの提供
 - （イ）参加者を対象に「県産農産物が当たるキャンペーン」の実施
 - （ウ）PR資材の配布
- 施設の選定 施設の選定に当たっては、県と協議を行うこと

【③県外消費者を対象としたPRイベントの開催】

- 実施場所 都内のイベント会場、ホテル等1か所
- 対象者 首都圏の消費者
- 実施時期 12月以降（日数：1日間程度）
 - （時期は実施施設と相談し決定すること）
- 実施内容（ア）ひめの凜の試食メニューの提供
 - （イ）高級ブランド米としての販売促進及び効果的な情報発信
より多くの消費者を対象に、高級ブランド米としての認知度向上や販売促進につながるようSNS等効果的な手法を活用してPRを行うこと
 - （ウ）PR資材の配布
- 施設の選定 施設の選定に当たっては、県と協議を行うこと

【④令和7年産「ひめの凜」販売開始に伴うPR活動】

- 実施場所 県内の人通りの多い施設もしくは県内の集客が見込める施設
- 実施時期 11月上旬（日数：1日間程度）
- 実施内容（ア）「ひめの凜」の販売に合わせた効果的な広報活動
 - （イ）メディア露出の獲得が期待できる内容とすること
 - （ウ）PR資材の配布
- 施設の選定 施設の選定に当たっては、県と協議すること

（2）「ひめの凜」食味コンテストの開催

食味コンテストを開催し、生産者の良食味米生産に対する意識の向上を図る。

- 実施場所 県内施設（施設の選定は県が行う）
- 対象者 令和7年産「ひめの凜」認定栽培者
- 実施時期 審査会：令和7年12月～令和8年1月
 - 1次審査：食味測定機による審査
 - 2次審査：味度計による審査
 - 最終審査：審査員による食味官能審査
 - 表彰式：令和8年3月上旬
- 実施内容（ア）認定栽培者への効果的な告知の実施（チラシの作成等）
 - （イ）最終審査の運営
- 審査員 審査員（5名程度）の選定に当たっては、県と協議を行うこと
- その他 コンテスト開催要領は県が策定する
 - 1次審査、2次審査、表彰式は県が実施する（ただし、入賞者の表彰状・記念品等は受託者が準備すること）

(3) ひめの凜の販売E Cサイトの紹介

ひめの凜をE Cサイトで販売する事業者、生産者等をP R資材やSNS 等効果的な手法を活用してP Rし、一般消費者をE Cサイトに誘導すること（媒体は問わない。（1）②、④でも実施すること）。

内容等については、愛媛県と協議のうえ決定し、完成までに候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

(4) 販売促進用P R資材の作成

内容・サイズ・数量等については愛媛県と協議のうえ決定し、完成までに候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

- ① ひめの凜の魅力を効果的に伝える販売促進用P R資材
- ② ひめの凜及び愛媛県の魅力を効果的に伝える販売促進用P R資材
- ③ 4（1）（2）の会場で使用する装飾資材等

(5) 効果測定

効果検証スキームについて、概要や考え方を具体的に記載し、これらを基礎資料として、県と協議の上で決定すること。

また、業務の途中であっても、県の求めに応じて分析結果等を報告すること。その分析結果を踏まえた改善が必要な場合は、県と協議のうえで改善策を講じること。

(6) その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議のうえ、決定するものとする。

5 見積経費

当該業務に係る所要経費を全て見積もること。事業費のうち700千円を①キャンペーンのプレゼント及び郵送費、②食味コンテスト入賞者の表彰状・記念品等、③食味コンテスト審査員の旅費・報償費等に充てること。なお、4（1）のプロモーション事業で提供するメニューの試作サンプルについても、原則受託者負担とする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者は、本業務で制作した作品の著作権及び使用権は、原則として愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

8 その他

- ・業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

- ・ひめの凜のロゴマークの使用にあたっては、ひめの凜ロゴマーク等使用規程及びひめの凜ロゴマニュアルを遵守すること。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及びGoogle タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2 種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのための計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャで発行する Meta ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は避けるための設定を行う、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金型（インプレッション単価制）ディスプレイ広告を実施する場合においては、vCPM 課金型（viewable インプレッション単価制）が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合や、広告配信の目的に応じて、クリック単価制、コンバージ

コンバージョン最大化の自動入札を用いるほうが効果的な場合には、愛媛県に説明・協議の上、方式を決定すること。

- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。
- (6) (1) に記載の対策を行っても、広告媒体から不正なクリックや広告表示が発生して返金が発生する場合がある。その際に返金分の取り扱いについては、愛媛県と協議の上取り決めること。

3 Meta (Facebook、Instagram) 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Meta 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Meta 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャ以外への接続も行わない。
- (3) Meta ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Meta が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイククライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれ

で、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。

- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo！広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo！広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo！広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo！広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo！広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Meta 広告又は Google 広告、Yahoo！広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則としてこれらの媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7において YouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。

- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理

及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも

同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するも

のとする。

- 3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。
- 4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。